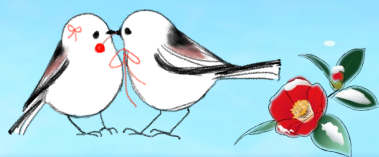


緑風だより

第99号

令和7年3月3日発行



発行 障害者支援施設 さがみ緑風園

〒252-0328 相模原市南区麻溝台2-4-18

TEL 042-766-2255 URL www.pref.kanagawa.jp/cnt/488/

発行者 弘末竜久



令和6年度 実践報告会を終えて

生活第一課長 西川 聡

今年度の職員実践報告会は令和7年2月3日と6日の二日間、テーマを『私の人生を私らしく生きる』として開催しました。

生活支援部ほか各セクションの職員から、日ごろの支援の実践や工夫、日々の利用者さんとの関わりから学んだことなどが発表され、職員各々が支援を振り返り、新たな気づきや学びを得ることができた報告会となりました。

『私の人生を私らしく生きる』という言葉は、今年度改正した「さがみ緑風園職員倫理要綱及び行動指針の中に盛り込まれた言葉です。この言葉は、すべての利用者は自らの人生に関与する力があるという前提に立ち、職員は、適切な情報提供とさまざまな工夫をもって利用者の意思形成支援をすすめていこうという意思決定支援の考え方に基づいています。

今回の報告会では、いずれのセクションからの報告を見ても、これまでの施設中心・施設の中で何をしてきたかという報告から、利用者の可能性や持てる力に着目し、施設の外に目をむけ、さまざまな可能性を見出して未来に向けてチャレンジしようという報告となっていました。

今回の報告会では、職員の支援にかかる意識の変化を感じることができました。これら意識の変化が今後ますます職員間で共有されて、利用者さんの持てる力を後押しして、『私の人生を私らしく生きる』ということに繋がっていくことを期待しています。



地域移行への取り組みについて

生活第二課長 氏家 拓勇

当園では、全ての利用者に、どのような暮らしがしたいのか、誰と暮らしたいのか、どの場所に住みたいのか等、聴き取りを行い「利用者の望む暮らしを実現」するために、地域移行の取り組みをすすめています。

緑風園が提供しているサービスの1つ、施設入所支援は、集団生活が特徴で画一的な支援となることが多く、必要な範囲を超える入所は、人権やノーマライゼーションの観点から課題視されています。

一方、平成18年に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられた、共同生活援助事業（グループホーム）は整備が進み、令和元年度に入所施設の利用者数を上回り、令和3年度は15万人が利用しています。昨今、一部の施設でしか行えなかった、経管栄養や吸引の対応ができる事業所も開設されています。

また、令和6年度から「親なき後」等を見据え、支援体制を整備する、地域生活拠点等事業を市町村が担うことになりました。これは、安心してグループホームや一人暮らし等へ生活の場を移行しやすいよう体制を整える事業であるにご理解ください。

このように、地域資源の拡充や社会基盤の整備が図られる今、より良き人生を考える絶好の機会であると捉え、取り組みをすすめてまいります。

新 さがみ緑風園職員倫理要領・職員行動指針について

園長 弘末竜久

“施設での生活を支える”ことから“人生を支える”ことへ考え方を変えたことで、さがみ緑風園はより良い施設になった。加えて、「支える」というこちら側からの視点ではなく、「支えられる＝生かされる」のではなく「生きる」という本人側からの視点で全てを見直すとともに、内側から発せられる気持ちや意思を求め続け、可能性を信じ続けることで「生きている」実感を得て欲しいと考え、今後20年を見据えた、新しいさがみ緑風園にふさわしいさがみ緑風園職員倫理綱領・職員行動指針を策定した（下記新旧対照表参照）。

「旧」は利用者を弱く守られる存在(客体)として、さがみ緑風園で生活することが前提の内容だが、「新」では弱者でできないから守る、できないからしてあげるではなく、「生きる」という本人が中心(主体)となるための内容とした。本人が本来持っている力を発揮できるようになることを願い、『利用者が「私の人生を私らしく生きている」と感じられるよう、意思決定支援に取り組み続けます。』の取り組み続けますに拘った内容である。時代に乗り遅れることなくDX（デジタル変革）やICT（情報通信技術）を取り入れ、新たなさがみ緑風園職員倫理綱領・職員行動指針に取り組み続けることで、利用者の10年後、20年後の人生は必ず豊かになると信じている。

さがみ緑風園職員倫理綱領・職員行動指針 ※斜体が行動指針

新	旧
私たちがさがみ緑風園職員は、利用者が自らの意思が反映された人生を送れるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くすことを責務とし、実践にあたっての基本的な行動規範として、ここに職員倫理綱領を定めると共に、倫理綱領に基づき職員一人ひとりがとるべき具体的な姿勢を示し、行動の指針とします。	私たちがさがみ緑風園職員は、入所利用者および地域で暮らす障害のある方が安心して快適な生活を送ることができるよう援助を心がけています。そのため、私たちは職員倫理綱領を定め、倫理的自覚をもち自らの専門的知識や技術を研鑽し、最善のサービスの提供に努めます。 さがみ緑風園職員倫理綱領に基づき、私たち職員一人一人がとるべき具体的な姿勢を示し、行動の指針とします。
1 個人の尊厳 利用者の個性と意思を尊重し、一人ひとりのかけがえのない人生を大切にします。 ①利用者が自分のことを自分で決め、自分らしく生きられるよう支援します。 ②言葉遣い、立ち居振る舞い等、適切な接遇態度で接します。 ③身体拘束や行動制限を行わない支援に取り組みます。	1 個人の尊厳 利用者の個性と意思を尊重し、思想・信条・表現などの自由に関する権利を保障します。また、生命・身体の安全確保に努め、ひとりひとりのかけがえのない人生を大切にします。 ① 呼称については「さん」づけを徹底します。 ② 自己決定・自己選択を尊重します。 ③ 利用者と職員とは対等の関係を保ちます。 ④ 「身体拘束」および「行動の抑制」排除に向けた取り組みを行います。
2 権利擁護 利用者が自らの権利を知り、主張し、行使する力を発揮できるよう支援します。 ①利用者が安心して意思表明（権利主張）できる環境を整えます。 ②意思の推定が困難な場合には、本人にとって最善の利益を検討します。 ③利用者の可能性を信じ、持てる力を最大限発揮できるよう支援します。	2 権利擁護 基本的な人権のいかなる侵害も排除し、安心した生活が送れるよう心がけます。また、利用者にとって生活の場であることを常に意識し、プライバシーの保護を徹底し、秘密の保持に努めます。 ① 個人情報の管理を徹底します。 ② 意見や苦情には傾聴を心がけ、問題解決には速やかに対応します。 ③ 自らの意思を表出しにくい利用者の意見を最善の方法で代弁することに努めます。 ④ 利用者・家族とともに成年後見制度の理解を深め、制度利用の推進に努めます。 ⑤ 預かり金の使途・記帳を明らかにし、関係帳票を開示します。
3 意思決定支援 利用者が「私の人生を私らしく生きている」と感じられるよう、意思決定支援に取り組み続けます。 ①すべての人に意思があり、決める力があるという前提に立ち支援します。 ②利用者に必要な情報を適切な方法で提供し、意思形成を支援します。 ③利用者の意思の実現に向けて、本人とともに取り組み続けます。	3 利用者支援 利用者本人の意思を十分に尊重した個別支援計画に基づき、快適な生活が送れるよう利用者本位のサービスの提供をするとともに、利用者個々の現状に即した自立支援を積極的に行います。また、クオリティ・オブ・ライフの視点にたち、危険の防止とともに生活の質の向上を目指します。 ① 個別支援計画の策定にあたっては、利用者・家族の意向を尊重します。 ② 介助方法に変更があるときは事前に説明し、了解を得るようにします。 ③ 園内や地域・社会の情報を的確に提供できるよう心がけます。 ④ 整容や清掃を心がけ、清潔の保持に努め、快適な生活環境を整えます。 ⑤ 食事や入浴が安全かつ快適に行われるよう工夫を心がけます。
4 専門性の研鑽 利用者の意思実現に向けて、ケアワークとともに重層的なケースワークができるよう努めます。 ①意思決定支援に必要な情報収集及び知識や技術の習得に努めます。 ②地域移行や社会参加を促進するため、社会資源の発掘や開拓に取り組みます。 ③求められる役割を担えるよう、様々な機関や人々との関係づくりに努めます。	4 専門性の研鑽 より高度なサービスの提供を図るため、知識・技術の習得を行い、利用者のニーズに的確に応えられるよう努めます。 ① 医療との連携を図り、医療ニーズの高い利用者の要求に応えるよう資質の向上に努めます。 ② 研究機能を生かし援助方法を探究し、園内外にその成果の周知を図ります。 ③ 職員の不適切な対応については黙認せず、相互批判・相互協力により、サービスの向上に努めます。
5 共生社会 すべての利用者が地域社会とのつながりを大切に、本人の望む暮らしの実現を目指します。 ①社会資源を積極的に活用し、利用者の地域移行や社会参加を促進します。 ②有期限入所やショートステイ等の当園の機能を最大限活用し、障害者の地域生活を支えます。 ③利用者の社会参加や地域住民との交流をととして、障害の理解促進を図ります。	5 地域との共存 地域に根ざした施設を心がけ、地域との交流や連携を通じて、福祉の理解の推進を図ります。また、地域で暮らす障害者の生活を支援するために積極的に園の機能を提供するよう努めます。 ① ボランティアの活用や地域交流事業を通じて、人的資源の発掘や育成に努めます。 ② 利用者の社会参加を促進するため、関係機関との連携を密にします。 ③ 施設利用や相談を懇切・丁寧に行い、居宅生活者および家族の支援に努めます。

